

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮し、以下の取扱いを行っています。皆様のご協力をお願いいたします。

各種相談対応に関するFAXやメール等の積極的な活用

- ・建築基準法や都市計画法等に関するご相談について、可能な限りFAXやメール等での対応にご協力をお願いいたします。

各種申請手続き等の郵送対応

- ・ほぼ全ての手続きが郵送対応可能です。※
- ・手数料納付が必要な申請等を郵送で行う場合は、キャッシュレス（電子）納付のご活用をお願いいたします。
- ・証明申請(道路位置指定証明など)を郵送で希望する場合は、下記の「問い合わせ窓口」に予めご連絡ください。

《郵送で対応している主な手続き》（●○の印で郵送先が異なりますのでご注意ください ●：県窓口 ○：市町村窓口）

1 手数料納付が必要ない主な申請等 〔建築関係〕 ○茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に係る届出 ○茨城県景観条例に基づく大規模行為の届出 ●茨城県中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱に基づくテレビ受信障害事前検討書 ●建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律の規定に基づく届出 ●建築基準法第12条に基づく定期報告（建築物・防火設備） 〔宅地関係〕 ○都市計画法第35条の2第3項に基づく開発行為変更届出 ○都市計画法第37条第1号に基づく建築制限等解除申請 ○都市計画法第44条に基づく地位の承継届出 ○都市計画法第36条第1項に基づく工事完了届出 ○茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の承認申請 〔監察・免許関係〕 ●宅地建物取引士登録簿変更登録申請 ●宅地建物取引士証交付に係る法定講習会の他県受講承認申請 ●宅地建物取引士登録消除申請 ●宅地建物取引業法第50条第2項に基づく届出 ●宅地建物取引業廃業届出 ●住宅瑕疵担保履行法に基づく届出（宅建業分）	2 手数料納付が必要な主な申請等 〔建築関係〕 ○建築確認申請 ●中間検査申請、完了検査申請 ●低炭素建築物新築等計画の認定申請 ●建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請 ●台帳記載証明 〔宅地関係〕 ○都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請 ○都市計画法第35条の2第1項に基づく開発行為変更許可申請 ○都市計画法第43条第1項に基づく建築物の新築等許可申請 ●道路位置指定証明★ ●既存宅地確認台帳記載証明★ 〔監察・免許関係〕 ●宅地建物取引業免許申請（更新） ●宅地建物取引士資格登録申請 ●宅地建物取引主任者試験合格証明申請★ ●宅地建物取引士資格登録証明申請★ ●宅地建物取引業免許証明申請★ ●債権存在申出書不提出証明申請★ ★は現金書留による郵送対応も可能です。
--	--

※宅地建物取引業免許申請（新規）につきましては、建築指導課監察・免許担当までご相談ください。

○ 郵送の際の留意点

- ・許可証原本の添付がある申請書等などは、一般書留又は簡易書留等によることを基本としてください。
- ・申請者が紛失した場合の損害や影響が小さいと判断した場合は、別の送付方法とすることも可能ですが、郵送方法の安全性や補償等の取扱いについて、申請者において郵送事業者にご確認ください。（※一般書留（現金以外）の損害要償額は500万円まで、簡易書留の損害要償額は5万円まで）
- ・郵送による返却を希望する場合は返信用封筒等を同封してください。（切手を貼付し、返信先の氏名住所等を記載したもの）
- ・郵送する封筒等の表側に別紙1を貼り付けてください。（郵送方法等により貼り付けができない場合は、「○○申請書在中」と明記願います）
- ・手数料納付が必要な申請等については、キャッシュレス（電子）納付をご活用ください。また、別紙2を同封願います。（ただし、宅地建物取引業免許申請及び宅地建物取引士資格登録申請は別様式となります。詳しくは建築指導課監察・免許担当までお問い合わせください）

○ 問い合わせ窓口

担当課	担当窓口	TEL	FAX	E-mail アドレス
土木部都市局 建築指導課	建築担当 宅地担当 監察・免許担当	029-301-4727 029-301-4732 029-301-4722	029-301-4739	kenshi3@pref.ibaraki.lg.jp kenshi4@pref.ibaraki.lg.jp kenshi1@pref.ibaraki.lg.jp
県央建築指導室	建築担当 宅地担当	029-301-4784 029-301-4787	029-301-4789	sesou04@pref.ibaraki.lg.jp
県北県民センター 建築指導課	建築担当 宅地担当	0294-80-3344	0294-80-3345	hokuse04@pref.ibaraki.lg.jp
鹿行県民センター 建築指導課	建築担当 宅地担当	0291-33-4113 0291-33-4114	0291-33-4161	rokkose03@pref.ibaraki.lg.jp
県南県民センター 建築指導課	建築担当 宅地担当	029-822-8519 029-822-7082	029-822-4377	nanse04@pref.ibaraki.lg.jp
県西県民センター 建築指導課	建築担当 宅地担当	0296-24-9149 0296-24-9154	0296-24-7249	nishise04@pref.ibaraki.lg.jp

別紙1（記載例）

別紙1 記載例

(簡易)書留

3

1

0

3

3

3

3

宛先住所茨城県水戸市笠原町978-6

申請先茨城県 県央建築指導室

宛て

以下に送付する申請等を記入してください
(建築確認申請書) 在中

同封したものをチェックして下さい
☒別紙2 手数料の納付について
☒返信用封筒等 (切手を貼付し、返信先の氏名住所等を記載したもの)
※郵送による返却を希望する場合

送付者住所	茨城県水戸市笠原町 〇-〇-〇
送付者氏名	茨城 太郎
連絡先	029 (301) 4716

別紙2（記載例）

別紙2 記載例

送付する書類に同封して下さい

令和 2 年 4 月 〇 日

手数料の納付について

この度、私が申請した（ 建築確認申請 ）の手数料に
ついては、キャッシュレス納付の申込み済みです。

整理番号（ 811737004356 ）

申請者住所 茨城県水戸市平須町〇-〇-〇

申請者氏名 茨城 花子 ①

※様式は茨城県建築指導課HPからダウンロードしてください。

キャッシュレス（電子）納付の場合の手続きフロー

※道路位置指定証明や台帳記載証明などの証明申請については、下記①の申請書作成前に電話等により事前に証明可能かどうか、所管の県民センター等に確認願います。（位置指定道路の番号や日付、地名地番などの申請書への記載ミスによる手戻りを防ぐためご協力をお願いします。）
また、郵送手続きの方法についても担当窓口まであらかじめご確認ください。

